

**「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第24回）」  
「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会  
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第12回）」  
合同会議 議事要旨**

**○日時**

令和3年2月16日（火）14時00分～17時00分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

山地憲治委員長、秋元圭吾委員、岩船由美子委員、江崎浩委員、大石美奈子委員、大貫裕之委員、大橋弘委員、荻本和彦委員、小野透委員、桑原聡子委員、新川麻委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

**○オブザーバー**

日本商工会議所 石井産業政策第二部課長、東京電力パワーグリッド株式会社 岡本取締役副社長、株式会社エネット 川越代表取締役社長、（一社）日本卸電力取引所 国松企画業務部長、日本地熱協会 後藤理事、（一社）太陽光発電協会 鈴木事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 仙田ネットワーク事業制度企画室長、電気事業連合会 早田専務理事、（一社）日本経済団体連合会環境エネルギー本部 谷川上席主幹、電力広域的運営推進機関 都築理事・事務局長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

**○事務局**

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、小川電力基盤整備課長兼省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、白井新エネルギーシステム課長、下村再生可能エネルギー主力電源化戦略調整官

## ○議題

- (1) 市場高騰を踏まえた FIT 制度上の制度的対応
- (2) 分散型リソースの導入加速化に向けて
- (3) 電力ネットワークの次世代化
- (4) エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法に係る詳細設計（案）

## ○議事要旨

- (1) 市場高騰を踏まえた FIT 制度上の制度的対応

**委員からの主な発言は以下の通り。**

- FIP 制度は、必要な支援は残しつつも再エネの市場統合を進める制度であると同時に、国民負担の抑制という視点も極めて重要。適切なインセンティブの付与等により再エネの早期の市場統合を進めることで、長期的に電力システム全体でのコストを削減することはもちろん、調達価格等算定委員会で決定される基準価格の低減についても、引き続き着実に進めてほしい。
- FIP 制度の運用にあたっては、FIT 制度において状況の変化に応じ必要な改正を行ってきたことを踏まえ、必要なデータの収集やモニタリングを行い、事業者の予見性に十分配慮しつつ、制度をファインチューニングしていくということが必要である。
- これまでの再エネの大量導入の議論においては、資金確保を制度的に担保してほしいという意味で「予見可能性」という言葉が使われてきた。一方、今回の FIP 制度のバランシングコストに関する金融機関へのヒアリングでは、経過措置の見通しがあり、発電事業者の予測能力やアグリゲーターの登場によってバランシングを担うことができるかがファイナンスの判断になる、とこれまでとは異なるスタンスで制度の予見可能性を捉えており、適切かつ重要なポイントである。
- FIP 制度の一時調達契約について、認定事業者が不当な契約解除を回避するような条項を契約に定めるべき、と記載があるが、具体的にどのような条項を設ける必要があるのか明確化すべきではないか。また、利用可能な条件において、契約の更新拒絶の場合をどのように扱うのかについては、今後の検討において方針を明確化しておいた方が良い。

**オブザーバーからの主な発言は以下の通り。**

- 2022年度のFIP制度開始当初から、事業者がFIPの認定を受けるためには、事業者やファイナンスを含めた関係者の制度への理解が十分に進むことが必要。業界としても取り組んでいくが、国からも情報発信をお願いしたい。
- FIP制度において、運開開始期限はどのように設定されるか確認したい。

(事務局)

- FIP制度は、状況変化に応じて柔軟に対応し、制度をファインチューニングしていくということについては、これまでも議論頂いているところであるため、取りまとめの最終版において明確に記載したい。
- FIP制度の運用に当たり、データの収集を進めることは重要である。発電事業計画や定期報告の中で、電気の取引形態や需給管理の方法といったことも含む情報を取得することで、具体的な再エネの市場統合の進展や課題を分析し、PDCAを回しながら制度を運用していきたい。
- FIP制度における運転開始期限について、FIT制度の認定基準の多くはFIP制度の適用を受けるためにも満たすべき認定基準と考えられると整理いただいております。また、FIT制度かFIP制度か、ということにより、何か各電源の発電の特性が変わるというようなことではないため、変わらないと考えている。

(委員長)

- FIT制度の抜本見直しを反映した再エネ特措法改正の詳細設計については、これまでに議論、合意されてきた内容について、事務局からとりまとめ案が示され、委員の合意も得られた。
- 一部、委員からコメントがあった点については、事務局のほうで記載を調整し、私が確認するという形で進めたい。
- 事務局には、この合同会議で決定した内容に基づいて、2022年4月の制度開始に向けた政省令の整備、周知広報といった必要な準備を進めてほしい。

(2) 分散型リソースの導入加速化に向けて

**委員からの主な発言は以下の通り。**

- 系統用の蓄電池の活用において費用負担のあり方を需要側・発電側でどのように系統負担すべきか整理させるべき。イギリスのフォワードルッキングを参考にすればよいのではないか。

- 蓄電池は色々なタイプがあって、消防との関係で調整が大変になり、導入に慎重になるケースがあるようだ。精査をした上で、こうした課題にも注力していかなければならない。
- 安全性の問題に加えて、廃棄段階の対策も入れておいてもらいたい。太陽光パネルも廃棄費用積立てが決まったが、リサイクルシステムの構築が必要。廃棄、リサイクルが現状、どういう状況なのか教えていただきたい。
- 30年にZEHが中期目標となっており、この目標に対しては今から対策取っていかなければならない。加速的に促進してもらいたい、数年後を見通した一定の基準設定によって行動変化を促す施策を検討してもらいたい。電動車の導入促進と一体的に検討いただきたい。
- マイクログリッドは、積極的に支援策を講じてもらいたい。アメリカではコミュニティマイクログリッドと位置づけている。日本が目指すものは、自治体が主体となるものという理解でよいか？
- マイクログリッドがどういうものか周知されていないので、過去やっていたように、勉強会を開催することも検討いただきたい。

#### **オブザーバーからの主な発言は以下の通り。**

- エネ主力電源化に資するもの。速やかに整理を進めてもらい、大型蓄電池の託送料金の軽減措置などの環境措置をお願いする。
- 分散型リソースは数が多いので、デジタルでうまく有効活用したいと考えている。

(事務局)

- JEMAにおいて、自主的に廃棄費用を積み立てて、準備をしている状況。ZEHについてもよく考えていきたい。
- コーポレートPPA、と非化石証書やトラッキングについては、電ガ小委で検討が始まっているところ。
- マイクログリッドの目的は、あくまでもレジリエンスの向上。複数の事業者が調整しながらやっていく必要があるので、円滑な取組を進めていきたい。
- 

#### **(3) 電力ネットワークの次世代化**

##### **委員からの主な発言は以下の通り。**

- オンライン化され、デジタル制御されていくということで、重要かつ必須な論点。運用に関するサイバーセキュリティ対策は電事連と行っていると思うが、機器に対する対策ができていない。

- 再エネがどれだけ発電したのかというのがリアルタイムに出なかったという課題もあった。海外では、リアルタイムで発電パターンが出ていることを考えると、前日の分はすぐに出るように検討してもらいたい。
- マイナスプライスを導入するという提案であり、非常に合理的。スポット市場はマイナス価格を許していないということとインバランス市場では許している、ということがいびつ。引き続き検討してもらいたい。
- 下げ調整力が必要な地点があるということは、設備が増えないことが望ましいということ。減少分を保証することになれば、そういうシグナルを見落とすことになる。
- 欧州では、需給の情報はビジュアル化している。日本では情報開示が遅く、ビジュアル化も十分ではない。情報公開開始については、包括的に検討いただきたい。

#### **オブザーバーからの主な発言は以下の通り。**

- 需給調整力を確保する仕組みとして、需給調整市場との調整を図ったものとするべき。
- 再エネ電源の地域偏在を加速することのないよう、検討いただきたい。

#### **(事務局)**

- 非化石証書等の運用については、スピード感を持って取り組んでいるところ。
- 情報公開について市場価格検証の中でも議論になると思うので、スピード感もってやっていきたい。

#### **(4) エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法に係る詳細設計(案) 委員からの主な発言は以下の通り。**

- これまで検討した内容を過不足無くまとめていただいております、異論無い。年間2.4兆円にふくれあがっている国民負担の抑制が重要。FITは、複数回の改正が行われてきたが、事業者の予見可能性を損なうことなく、柔軟な見直しを行っていただきたい。
- FIPはうまくいっているのか否か、ということを検証するため、データの収集が重要になる。FITではこんなデータを用いて改正に役立ててきたのか、FIPでは追加でこんなデータを用いて見直しを図っていく、ということを説明してほしい。
- バランシングコストの見通しがつくような形で明記いただき異論無い。運用に照らして、制度をよりよくするためにも、バランシングコストのモニタリングは必要になる。

- バランシングコストの見通しがつくような形で明記いただき異論無い。運用に照らして、制度をよりよくするためにも、バランシングコストのモニタリングは必要になると思う。

**オブザーバーからの主な発言は以下の通り。**

- FIP 認定を受けるためには、関係者の制度への理解があって案件組成が進むので、国の情報発信をお願いしたい。

(事務局)

- これまでも何度も出てきている点であるので、ファインチューニングをしていく、ということに記載したい。
- データの収集は重要であると考えており、発電事業計画や定期報告といったデータを用いることで、しっかり PDCA まわしてより良い制度をしていきたい。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365